

2024年3月15日

お客さま 各位

沖縄県労働金庫

「住宅ローンにおける元金据置返済特約制度」を新設いたしました

沖縄県労働金庫（理事長 東盛 政行）は、住宅ローン利用者が「出産・育児」、「不妊治療」、「子どもの進学」、「介護」、「私傷病に伴う休職」などを理由として、一時的に家計支出の増加や収入が減少する時期に任意で住宅ローンの返済元金を据え置くことができる特約制度を下記のとおり新設いたしました。

住宅ローン利用者の生活を守り、引き続き福祉金融機関としての役割りを発揮していきます。

記

1. 取扱開始日

2024年4月1日

2. 制度の主な内容

	内容
(1) 制度対象者	<ul style="list-style-type: none">・産前、産後の育児休暇や育児による短時間勤務をしている者・不妊治療中の者・子弟が大学等に就学中の者・介護している者・私傷病に伴う休職中の者
(2) 対象商品	<ul style="list-style-type: none">・住宅ローン（まるごと500含）・マンション専用ローン（まるごと500含）
(3) 制度対象者の要件	<ul style="list-style-type: none">・申込時点で在職中の者・12回以上元利金を返済している者・直近6ヵ月間に延滞がない者
(4) 特約内容	<ul style="list-style-type: none">・特約期間中は元金を据え置き、利息のみの支払いとする。・一申込に係る特約期間は1年以内とする。ただし、1年ずつ最長5年まで延長を認める。

	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・私傷病に伴う休職中の者の据置期間は、最長1年とする。 ・特約終了後は据置期間と同期間、返済期間を延長する。
(5) 上乗せ利率	<ul style="list-style-type: none"> ・特約期間中は約定利率に年0.3%の金利を上乗せする。 <p>なお、特約期間終了後は約定利率に戻ります。</p>
(6) 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・制度対象者であることの確認書類を提出いただく（育児休業証明書、在学証明書、介護保険被保険者証など）

以上

この件に関する問合せ先
 沖縄県労働金庫
 経営統括部 経営企画課
 （担当：與那嶺）
 TEL 098-861-1196